

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月29日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	チャコール建屋地下2階加熱蒸気系配管サポートにおいて、不具合(溶接部の亀裂、壁取付アンカーの浮き上がり)が認められたため、当該不具合箇所を補修。	G	
2	1号機	主復水器連続洗浄装置ビット(屋外)において、接地線固定金具の外れが認められたため、当該金具を取付。	G	
3	2号機	原子炉建屋付属棟非常用ディーゼル発電設備(A)制御盤室の防火ダンパーにおいて、動作不良(完全に閉まらない)が認められたため、当該ダンパーを点検補修。	G	
4	3号機	チャコール建屋2階の工具管理センター(ユニットハウス)において、火災検知器の未取付が認められたため、当該ハウスに火災検知器を取付。(消防署立入検査の指摘事項)	G	
5	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A,B)ストレーナ(山側)入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
6	補助ボイラー	補助ボイラー用給水タンク(B)点検時、基礎ボルトに不具合(4本中1本折損、3本ネジ山欠損)が認められたため、対応検討。	G	
7	その他	発電所内の避難口、防火扉及び消防設備等について、物品の仮置き等により、視認障害、操作障害、避難障害等になる箇所が認められたため、当該箇所を改善。(消防署立入検査の指導事項)	G	
8	その他	発電所内バッテリー室において、消防署指定標識の未取付(現状:扉に名称記載)が認められたため、当該標識を取付。(消防署立入検査の指導事項)	G	